

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公開番号】特開2005-117692(P2005-117692A)

【公開日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2004-379068(P2004-379068)

【国際特許分類】

H 04 N 5/232 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/232 Z

H 04 N 5/225 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

次に、ステップS7において、通信を切断する要件が発生しているかのチェック(判定)を行う。通信を切断する要件としては、(1)あらかじめ決められた一定時間の間に通信が全く行われない、(2)バッテリーの残量が不足して通信を継続できない、(3)脱着可能な記憶装置がカメラから外されて撮影および映像データの読み出しができない、(4)内部的なエラーが検出された、などが例として挙げられる。これらの通信切断要件は、通信を行いながら制御手段であるメインCPU4-4およびサブCPU4-5によって常に監視されている。チェックの結果、通信切断要件が全くなればステップS6にもどり、通信は継続される。